

① 返品調整引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ( )

別表十二(二) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

返品率の計算	当期及び当期前1年以内に開始した各期の対象事業に係る棚卸資産の総売上高	1	円	当期繰入額		8	円
	当期及び当期前1年以内に開始した各期の対象事業に係る棚卸資産の買戻しの額の合計額	2		繰入限度額	当期末における対象事業に係る売掛金の合計額	9	
	返品率 $\frac{(2)}{(1)}$	3			繰入限度額 (9) × (3) × (7)	10	
売買利益率の計算	当期の対象事業に係る棚卸資産の純売上高	4	円	繰入限度額の計算	当期末以前2月間の対象事業に係る棚卸資産の総売上高	11	
	同上に係る売上原価と販売手数料の合計額	5			繰入限度額 (11) × (3) × (7)	12	
	差引利益の額 (4) - (5)	6		繰入限度超過額 (8) - ((10)又は(12))		13	
	売買利益率 $\frac{(6)}{(4)}$	7					

## 別表十一（二）の記載の仕方

この明細書は、出版業等を営む法人が平成30年改正法附則第25条第1項（法人の返品調整引当金に関する経過措置）によりなお効力を有するものとされる平成30年改正前の法人税法（以下「旧効力法」といいます。）第53条（返品調整引当金）の規定の適用を受ける場合又は平成30年改正法附則第32条第1項（連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の3第1項（個別

益金額又は個別損金額）（旧効力法第53条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。